

報告第5号

専決処分の報告（読谷給食調理場電気設備改修工事請負契約の変更）について

令和3年9月28日議案第37号で議決された読谷給食調理場電気設備改修工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和4年6月14日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

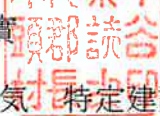

令和 3年 9月 28日に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 読谷給食調理場電気設備改修工事
2. 工 事 場 所 読谷給食調理場
3. 工 期 自 令和 3年 9月 29日
至 令和 4年 6月 30日
4. 変 更 後 の 工 期 自 令和 3年 9月 29日
至 令和 4年 8月 19日
5. 原契約額に対する変更増額 ¥2, 211, 000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥201, 000-)
6. 変更後の請負代金額 ¥68, 211, 000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥6, 201, 000-)
7. 契約保証金 免 除
8. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書3通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 4年 6月 1日

発 注 者	読谷村長	石嶺 傳實	
受 注 者	(有)アート電気工事社・南電気 特定建設工事共同企業体		
代 表 者	住 所	沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆237番地の1	
	商号又は名称	有限会社アート電気工事社	
	氏 名	代表取締役 仲村 宗安 	
構 成 員	住 所	沖縄県中頭郡読谷村字波平227番地	
	商号又は名称	南電気	
	氏 名	與儀 實 